

(趣旨)

第1条 高知県・高知市病院企業団発注の建設工事及び建設工事に関係する委託業務における一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、高知県・高知市病院企業団契約規程（平成17年管理規程）にて準用する高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

2 (削除)

(入札参加者の資格)

第2条 競争入札に参加できる者は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札においては、入札参加資格が有るとの通知を受けた者

(2) (削除)

(3) 指名競争入札においては、指名通知を受けた者

2 (削除)

3 (削除)

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に、規則第9条（規則第30条において準用する場合を含む。）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第10条（規則第30条において準用する場合を含む。）の規定により免除された場合は、この限りではない。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書、設計書、図面その他入札毎に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。

3 代理人が入札をするときは、委任状（押印の省略は不可）を入札執行者に提出してその確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。

4 (削除)

5 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者又は入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退したものとして取り扱う。

6 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。これらに関する入札執行者の指示に従わないときは、入札書投かん後であっても、入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

7 入札公告等において認める場合には、次の方法により、郵便等により入札することができる。

(1) 入札書及び工事費内訳書（第6条第1項に定めるものをいう。）は、入札件名（工事（業務）名及び工事（業務）番号）、入札日時及び氏名（法人の場合は商号、名称）を記載した封筒に入

れ、これを封かんする。

- (2) (1)の封筒をさらに別の封筒に入れ、これを封かんし、表面に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、書留により入札期日の前日までに必着するよう郵送する。
(別紙1参照)ただし、郵送が困難な場合等においては持参を認めるものとする。
- (3) (削除)
- (4) 第17条に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れて封かんし、封筒の封皮には各々前記必要事項のほか「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。
なお「第3回入札」までの入札書を郵送しない場合は、下記のとおり取り扱う。
 - ・「初度入札」のみ入札の場合…「初度入札」を「第2回入札」及び「第3回入札」として取り扱う。
 - ・「第2回入札」まで入札の場合…「第2回入札」を「第3回入札」として取り扱う。
- (5) 入札書の住所氏名は、競争入札参加資格申請時に登録した住所氏名を記入し、登録事業所の代表者印を押印しなければならない。法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名を記入して、会社印、代表者印を押印しなければならない。
- (6) 入札金額はアラビア数字で、ペン又はボールペン（消せるボールペンは不可）で記入し、頭書に「¥」の記号を付記しなければならない。
- (7) 入札金額は訂正することができない。
- (8) 入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。
- (9) 到達した入札書は、取り替え、訂正又は取り消しすることはできない。

(入札の基本的事項)

- 第5条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を別記第1号様式による入札書に記載して入札しなければならない。
- 2 入札書の金額は、1円未満の端数を付すことができない。1円未満の端数を付したものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。
 - 3 入札書の記載事項のうち、金額は訂正することができない。
 - 4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。ただし、押印を省略した入札書の訂正や文字の挿入は行わず、再作成しなければならない。
 - 5 前条第7項の規定による郵便等による入札にあつては、入札執行者がその場で開封して入札書を入札箱に投かんし、他の入札書と併せて開札する。
 - 6 入札者は、いったん投かんされた入札書について、取替え又は訂正をすることができない。
 - 7 次の場合には、入札は行わない。
 - (1) 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす申請者がいないとき（事後審査方式一般競争入札にあつては、入札参加者がいないとき）
 - (2) すべての入札において、入札参加者が1者もいなくなったとき
 - 8 一般競争入札においては、入札参加資格確認通知書で入札参加を認めた者が1者でもあるときは、

入札を行う。

(公正な入札の確保)

第5条の2 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(工事費内訳書)

第6条 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札者は、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）を、入札に際し、全員必ず提出しなければならない。

- 2 工事費内訳書は、入札会場で作成することは認めず、その作成権限を代理人に委任することはできない。
- 3 工事費内訳書は、別記第2号様式によるものとする。ただし、同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしも当該様式によらなくてもよいものとする。

(入札の取りやめ等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

(入札の辞退)

第8条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

- 2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあつては、別記第3号様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参、郵送、Fax又は電子メールにて送付する（いずれの場合も、入札日の前日までに到達しなければならないものとする。）。
 - (2) 入札執行中にあつては、前号の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けない。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書
- (2) (削除)
- (3) (削除)

- (4) 誤字や脱字等によりその意思表示が不明瞭である入札書
- (5) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書
- (6) 予定価格事後公表の入札において、予定価格を上回る価格の入札をした入札書
- (7) 第6条による工事費内訳書を提出しないとき又は提出された工事費内訳書に記載事項の不足や不備（必要な工種・種別・細別等の記載がない場合や、入札金額と一致しないなど）があると判断されるとき（軽微な不足や不備は除く）
- (8) その他、入札の諸条件に違反した入札書

（失格の入札）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき
- (2) 委任状を持参しない代理人が入札をしたとき
- (3) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第3条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）が入札をしたとき
- (4) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者が入札をしたとき
- (5) 所定の入札箱に投かんしなかったとき
- (6) 予定価格事前公表の入札において、予定価格を上回る入札書記載金額の入札をしたとき
- (7) 最低制限価格を下回る入札書記載金額の入札をしたとき
- (8) 第15条のくじに参加しないとき
- (9) 明らかに談合によると認められる入札をしたとき

2 前項第6号に該当する入札を行った入札者で、事前公表されているにもかかわらずその価格で入札を行った理由書の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。

3 （削除）

4 （削除）

（落札者の決定方法）

第11条 次条及び第13条に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（最低制限価格を設けた場合等の落札者の決定方法）

第12条 当該内容に適合した契約の履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 （削除）

3 （削除）

（調査基準価格を設けた場合の落札者の決定方法等）

第13条 （削除）

(落札宣言)

第14条 第11条から前条までにおいて落札となる入札があったときは、工事名（委託業務にあつては業務名）、入札書記載金額に100分の10を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して、落札を決定する。

2 (削除)

(同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

第15条 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。このとき、入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する者は、第10条第1項第8号により失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したのものとして取り扱う。

2 (削除)

(入札の保留)

第16条 (削除)

(再度入札)

第17条 開札の結果、落札となるべき入札がないときは、前条の規定による場合を除き直ちに再度の入札を行う。

2 郵便等による入札を行い開札に立ち会わない者がいるときは、再度入札は日時を新たに決定して行わなければならない。

3 再度入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。

4 再度入札においてその前回の入札の最低価格以上の入札を行った者は、入札辞退の意思表示があったものとみなす。

5 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

(1) 入札を辞退した者

(2) 入札辞退として取り扱われた者

(3) 入札の結果失格となった者

6 建設工事に係る競争入札における再度入札に当たって、入札者は工事費内訳書の提出を要しないものとする。

(更改入札等)

第18条 入札不調（第5条第7項の規定により入札が行われなかった場合（以下この条において「入札不成立」という。）及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。）の場合は、次のとおり公告又は指名を改めて行うことによる同一工事（業務）に係る入札（以下「更改入札」という。）を行う。

(1) 一般競争入札

入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要件を見直したうえで改めて公告し更改入札を行う。

(2) 指名競争入札

新たに別の入札参加者を指名して更改入札を行う。

2 前項の規定により更改入札を行っても落札者が得られないとき又は更改入札を行うことが困難なときは、次の者と政令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約の見積合わせを行う。

(1) (削除)

(2) 入札参加者が1者もなく入札不成立であった場合は、当該入札に係る事業を遂行できると認められる者

(3) 入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札及び更改入札（再度入札が行われた場合は、当該再度入札を含む。）を通じて、失格となった者を除き最低価格の入札者

3 前項の随意契約における予定価格調書は、その入札不調となった入札の予定価格調書によらなければならない。

(契約書の提出等)

第19条 落札者は、落札決定の日から閉庁日を含む14日以内に、契約書の案（高知県・高知市病院企業団指定）に記名押印し、その他必要書類を添えて、契約担当機関に提出しなければならない。ただし、契約担当者が別途その期日について定めた場合はこの限りではない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約を辞退したものとして、政令第167条の2第1項第9号の規定により随意契約の見積合わせを行うことができる。ただし、その随意契約により決定した相手方が前項に規定する契約書を提出しないときは、随意契約により新たな契約の相手方を決定することはできない。

3 前項の随意契約の見積合わせは、第11条から第13条までの規定により、落札辞退者に次いで落札者となるべき者を相手方として行う。

4 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、当該落札決定を取り消す。この場合には、新たな競争入札の執行により落札者を決定する。

5 前3項の規定のほか、落札者が契約を辞退する場合又は契約担当機関が落札決定を取り消す場合の取扱いについては、建設工事競争入札事務の手引（平成22年3月31日付け21高建管第1274号土木部長通知）において定める「契約辞退・落札決定取消の取扱いについて」による。

(現場代理人・技術者届等)

第20条 落札者は、契約の締結に際し、別に定める現場代理人・技術者届を提出しなければならない。

2 現場代理人の常駐及び技術者の専任配置等に関して、契約内容や建設業法（昭和24年法律第100号）に違反すると認められるときは、落札決定を取り消す。一般競争入札においては、前項の届出でその入札の参加申請時に届け出た配置予定技術者又は総合評価において配置予定若手技術者として届け出た現場代理人を理由なく変更したときも同様とする。

3 前項において落札決定を取り消す場合の取扱いについては、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

4 前3項の規定は、委託業務において技術者の届出が必要な場合に準用する。

(契約の保証金)

第21条 落札者は、契約の締結に際し、規則第39条の契約の保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第40条の規定により免除された場合又は規則第41条第1項の規定による契

約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

2 落札者は、契約の保証金の免除（規則第40条第6号による場合を除く。）又は契約の保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

（議会議決案件の契約の確定）

第22条 （削除）

（異議の申立て）

第23条 入札者は、入札後にこの心得、仕様書、設計書、図面その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（入札記録）

第24条 入札結果は、別記第6号様式による入札記録にとりまとめて公表する。

別記

第2号様式（第6条の2関係）（記載例）

令和 年 月 日

高知県・高知市病院企業団
企業長 村岡 晃 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

工事費内訳書

工事番号	〇〇第号
工事名	〇〇道路改良工事

工種等	見積金額(円)
道路改良	<p>【留意事項】※内訳書として使用する際には、この枠内の記載及び枠は削除する。</p> <p>◎直接工事費については、設計書等に基づき、内訳項目の記載が必要な工種・種別・細別等の区分までの内訳を記載すること(下記備考を参照)。</p> <p>◎建築工事にあつては、入札参加希望者に貸し出す設計図書データに含まれる「数量入設計書(参考資料)」に掲げる工事内訳、直接工事費種目別内訳及び直接工事費科目別内訳に対応すること。</p> <p>内訳項目及び金額について、数量入設計書(参考資料)のファイルを複写の上加工し、本内訳書に「内訳は別紙のとおり」と記載したうえで別紙の内訳として提出しても差し支えない。なお、種目別、科目別の項目ごとに記載されるページが異なる場合があるので、必要な項目の抜けなどがないよう留意すること。</p>
道路土工	
掘削工	
掘削	
掘削	
路体盛	
路体	
路体	
擁壁工	
場所打	
小型	
重力	
もた	
仮設工	
防護施	
切土	
直接工事費計	1 4 8 0 1 0 0 0
共通仮設費計	1 9 5 6 6 9 2
純工事費計	1 6 7 5 7 6 9 2
現場管理費	4 9 3 6 8 1 6
工事原価計	2 1 6 9 4 5 0 8
一般管理費等	3 7 6 9 4 9 2
工事価格	2 5 4 6 4 0 0 0
合計 ※入札金額と一致すること	2 5 4 6 4 0 0 0

工事価格のうちの法定福利費	1 0 1 8 0 0 0
---------------	---------------

備考1 工種等には、土木工事標準積算基準（建築工事の場合は公共建築工事内訳書標準書式に示される種目別内訳・科目別内訳）及び公表された設計書等に基づき「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」等と、以下の区分による工種・種別・細別（建築工事にあつては、種目・科目）の内訳を記載すること。

入札金額	建築工事以外	建築工事
2,500万円以上	工種・種別	種目・科目
500万円以上 2,500万円未満	工種・種別	種目・科目
500万円未満	工種	種目

2 見積金額はすべて税抜金額とし、合計は入札書記載金額と一致すること。

別 記

第3号様式（第8条関係）

入 札 辞 退 届

件 名

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

高知県・高知市病院企業団

企業長 村岡 晃 様

住 所

氏 名

印

備考1 「件名」には工事（業務）名及び工事（業務）番号を記入すること。

2 法人の場合にあつては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。

3 代理人が入札辞退届を提出する場合にあつては、委任状を添付すること。

